

〔追補2〕

平成25年版 交通小六法

—— 改正速報 ——

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成25年法律第86号）が公布され、改正された道路交通法（改正に係る部分）を掲載するとともに、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」及び同法施行令等を掲載しました。

また、平成25年改正道路交通法の施行に伴い「道路交通法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第63号）、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成26年内閣府令第17号）等により、改正された道路交通法施行令（改正に係る部分）、道路交通法施行規則（改正に係る部分）等を掲載しました。

「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）等による交通安全対策特別交付金等に関する改正も併せて掲載しました。

大成出版社

○道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日)
法律 第百五号

改正 平成二十五年二月二十七日法律第八六号

注 道路交通法は、平成二十五年法律第八六号により改正、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(平成二十六年五月二〇日)から施行。(改正に係る部分を収録)

(免許の拒否等)

第九十条

1 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者

二 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第四条までの罪に当たる行為をした者

三 自動車等の運転に関し第一百七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四 自動車等の運転に関し第一百七条の違反行為をした者

五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(第二条から第四条までの罪に当たるもの)をした者

3、14 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二

1、3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十五歳未満の者

ロ 過去三年以内に第九十九条の第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ハ 第一百七条の二の第二十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(第二条から第四条までの罪又はこの法律に規定する罪(第九十七条の二の第二十一号の罪を除く。))を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

五・六 (略)

(免許の取消し、停止等)

5・6 (略)

第九十条

1 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰

に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第一百七七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前一号のいずれかに該当する場合を除く)。

四 自動車等の運転に関し第一百七七条の違反行為をしたとき。

五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたるものをしたとき。

3 10(略)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七七条の五

1 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従ひ、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第一百七七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前一号のいずれかに該当する場合を除く)。

四 自動車等の運転に関し第一百七七条の違反行為をしたとき。

3 11(略)

(付記 略)

第百八条の四

1 2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けること

ができない。

一 一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるもの

4 (略)

附 則(平成二五年一月二七日法律第八六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路交通法の一部改正)

第六条 道路交通法の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第十七条 この法律の施行前にした行為を理由とする附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十条第一項ただし書第二項第五項若しくは第六

項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項又は第百七条の五第一項若しくは第百九条若しくは同条第九項において準用する同法第百三条第四

項の規定による運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し附則第一条の規定による改正前の刑法第二百八条の二又は第二百一十二条第二項(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む)の罪を犯した者(附則第七条の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律附則第五条に規定する者を除く)。

に対する附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(平成二十五年十一月二十七日)
法律 第八十六号

注 本法は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
(平成二十六年政令第一六五号により、平成二十六年五月二〇日から施行)

(定義)

第一条 この法律において「自動車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

2 この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第七十条の二の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができることとされている者でなければ運転することができないこととされている者で、車を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで(同法第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれか当該当りする場合又は本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定

による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第三項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたもの)とみなされる場合を含む。)又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。)をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。)、道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。)において、運転(危険運転致死傷)

第二条 次に掲げる行為を行い、よつて、人を死傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

- 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 五 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 六 通行禁止道路(道路標識若しくは道路標示により、

又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。)を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるもの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、その病氣の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役に処し、禁錮又は百

万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。
(無免許運転による加重)

第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処する。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正)

第二条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

日次中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

第二百八条の二を削り、第二百八条の三を第二百八条の一とする。

第二百十一条第二項を削る。

(罰則の適用等に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる附則第二条の規定による改正前の刑法第二百一条第二項の罪は、附則第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三第三項の規定の適用については同項第四号に掲げる罪と、附則第四条の規定による改正後の少年法第十二条の四第一項の規定の適用については同項第三号に掲げる罪とみなす。

第十六条 この法律の施行前に附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二(自動車)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する附則第五条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五条第一項第九号の二、第十四条第四号の二、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号の規定の適用については、これらの規定中「第十六条の罪又は」とあるのは「第十六条の罪」と、「第六条第一項」とあるのは「第六条第一項の罪又は同法附則第二条の規定により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。」とする。

第十七条 この法律の施行前にした行為を理由とする附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項若しくは第六項若しくは第七百三条第一項、第二項若しくは第四項又は第七百七条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第九項における準用する同法第七百二条第四項の規定による運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し附則第二条の規定によ

る改正前の刑法第二百八条の二又は第二百十一条第二項(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(附則第七条の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律附則第五条に規定する者を除く。)に対する附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号二及び第八百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令

(平成二十六年四月二十三日)
政令第百六十六号

(定義)

第一条 この政令において「自動車」とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(以下「法」という。)第一条第一項に規定する自動車をいう。

(通行禁止道路)

第二条 法第二条第六号の政令で定める道路又はその部分は、次に掲げるものとする。

- 一 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八条第一項の道路標識等により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分(当該道路標識等により一定の条件通行の日又は時間のみに係るものを除く。次号において同じ。)に該当する自動車を対象を限定して通行が禁止されているもの及び次号に掲げるものを除く。
- 二 道路交通法第八条第一項の道路標識等により自動車の通行につき一定の方向にするものが禁止されている道路又はその部分(当該道路標識等により一定の条件に該当する自動車を対象を限定して通行が禁止されているものを除く)。
- 三 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の四に規定する自動

車専用道路をいう。)の部分であつて、道路交通法第十七条第四項の規定により通行しなればならないとされているもの以外のもの

四 道路交通法第十七条第六項に規定する安全地帯又はその他の道路の部分

(自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気を起こすものとする)。

第三条 法第三条第二項の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症
- 二 意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん(発作が睡眠中に限り再発するものを除く)。
- 三 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう)。
- 四 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖症
- 五 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病(そう病及び鬱病を含む)。
- 六 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害

附則(抄)

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月二十日)から施行する。

○道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日)
政令第二百七十号

改正 平成二六年四月二五日政令第一六九号

注 道路交通法施行令は、平成二六年政令第一六九号により改正、平成二六年五月二〇日から施行。
(改正に係る部分を収録)

第三十五条 指定自動車教習所の指定の基準

法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(ロに掲げる罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

2. 3 (略)

附則(平成一九年五月三〇日政令第一七〇号)

改正 平成二六年四月二五日政令第一六九号

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この政令の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)

第一十一条第一項(刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二六年政令第六十九号)第二条の規定による改正後の道路交通法施行令第三十五条第一項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「第六

条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百一十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪、刑法の一部を改正する法律(平成十九年法律第五十四号)による改正前の刑法第二百一十一項(刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)」とする。

附則(平成二六年四月二五日政令第一六九号抄)

(施行期日)
第一条 この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日(平成二六年五月二十日)から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百一十一条第二項(自動

車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次条の規定による改正後の警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第七十号)附則第二項に規定する者を除く。)に対する第二条の規定による改正後の道路交通法施行令第三十五条第一項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「第六

条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百一十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)とする。

車)の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次条の規定による改正後の警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第七十号)附則第二項に規定する者を除く。)に対する第二条の規定による改正後の道路交通法施行令第三十五条第一項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「第六

条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百一十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)とする。

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する道路交通法施行令別表第五の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する道路交通法施行令別表第五の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 (略)

二 特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種類	点数
運転殺人等又は危険運転致死等	六十点
運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間三月以上又は後遺障害）	五十五点
運転傷害等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷等（治療期間三十日以上）	五十一點
危険運転致傷等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷等（治療期間十五日以上）	四十八点
危険運転致傷等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷等（治療期間十五日以上）	四十五点
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	三十五点

三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

114 「危険運転致死等」とは、人の死亡に係る自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

116 115 「危険運転致傷等（治療期間三月以上又は後

遺障害」とは、人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

118 117 「危険運転致傷等（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの、後遺障害が存するものを除く。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

120 119 「危険運転致傷等（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

122 「危険運転致傷等（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

123 125 (略)

別表第五（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）

一人の死亡に係る道路外致死傷で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二

条から第四条までの罪に当たるもの

二 人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

三 人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの）に限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるもの）に限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるもの）に限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるもの）に限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるもの）に限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるもの）に限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

○指定講習機関に関する規則

(平成二年五月十六日)
国家公安委員会規則第一号

改正 平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号

注 指定講習機関に関する規則は、平成二六年国家公安委員会規則第七号により改正、平成二六年五月二〇日から施行。(改正に係る部分を取録)

(運転適性指導員)

第五条 法第八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 二 (略)

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ ロ (略)

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(ロに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらば、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

四 五 (略)

附則(平成一九年六月四日国家公安委員会規則第三号)

改正 平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号

1 (略)

(経過措置)

2 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条第一項(刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則(第七号)による改正後の指定講習機関に関する規則第五号第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一号(四)、交通安全活動推進センターに関する規則第六号第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二号第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六号まで」とあるのは、「第六号までの罪、同法附則第二号の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百一十一条第二項(自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪、刑法の一部を改正する法律(平成十九年法律第五十四号)による改正前の刑法第二百一十一条第一項(刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)」とする。

附則(平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号抄)

1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日(平成二六年五月二十日)から施行する。

3 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百一十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次項の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第十二号)附則第二項に規定する者を除く。)に対するこの規則による改正後の指定講習機関に関する規則第五号第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一号(四)、交通安全活動推進センターに関する規則第六号第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二号第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六号まで」とあるのは、「第六号までの罪、同法附則第二号の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百一十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。

○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則

(平成六年二月二十五日)
国家公安委員会規則第一号

改正 平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号

注 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に

関する規則は、平成二六年国家公安委員会規則第七号により改正 平成二六年五月二〇日から施行。(改正に係る部分を収録)

(指定の基準等)

第一条 (略)

2 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。)に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。)に係るものに限る。))は、次に掲げるものとする。

- 一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができない免許(仮運転免許を除く。))を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行われるものであること。
- イ (略)

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。))又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定す

るものをいう。以下同じ。)で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) (3) (略)

(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車(運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法百七十七条の二(第二号)の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(5) (略)

二・三 (略)

3 9 (略)

附 則(平成二九年六月四日国家公安委員会規則第一三三号)

改正 平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号

1・2 (略)

附 則(平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日(平成二六年五月二十日)から施行する。

3 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附

則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次項の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則平成十九年国家公安委員会規則第十三号)附則第二項に規定する者を除く。)に対するこの規則による改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二号ロ(4)、交通安全活動推進センターに関する規則第六条第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。

○運転免許取得者教育の認定に

関する規則

(平成十二年一月二十六日
国家公安委員会規則第四号)

改正 平成二十六年四月二十五日国家公安委員会規則第七号

注 運転免許取得者教育の認定に関する規則は、

平成二十六年国家公安委員会規則第七号により改

正、平成二十六年五月二〇日から施行。(改正に

係る部分を収録)

(運転免許取得者教育指導員)

第二条 法第八十二条の二第二項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転

免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。))に係るものに限る。)又は次の各号のいずれにも

該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原

動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けているもの(免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。)とする。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 自動車等の運転に關し自動車等の運転により人を

死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第八十七条の二の第二十一号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を經過していない者

附 則(平成十九年六月四日国家公安委員会規則(第三号))

改正 平成二十六年四月二十五日国家公安委員会規則第七号

1・2 (略)

附 則(平成二十六年四月二十五日国家公安委員会規則第七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日(平成二十六年五月二十日)から施行する。

3 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に關し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百一一条第二項(自動車の運

転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次項の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に

關する規則(平成十九年国家公安委員会規則第十三号)附則第二項に規定する者を除く。)に対するこの規則

による改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三

号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に關する規則第一条第二項第一号ロ(4)、交通安全活動推進センターに關する規則第六条第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に關する規則第一条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条まで」の罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百一一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)とする。

○交通安全活動推進センターに 関する規則

(平成十年三月六日)
国家公安委員会規則第三号

改正 平成二六年四月二五日国家公安規則第七号

注 交通安全活動推進センターに関する規則は、
平成二六年国家公安委員会規則第七号により改
正、平成二六年五月二〇日から施行。(改正に
係る部分を収録)

(運転適性指導者)

第六条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該
当する者を法第八条の三十一第二項第九号の規定に
よる運転適性指導の業務(以下この条において「指導
業務」という。)に従事させてはならない。

一 (略)

二 自動車又は原動機付自転車の運転に関し自動車の
運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法
律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六
条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑
に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受
けることがなくなった日から起算して二年を經過し
ていない者(次号に該当する者を除く。)

三 (略)

2 (略)

附則(平成一九年六月四日国家公安委員会規則
第二号)

改正 平成二六年四月二五日国家公安規則第七号

1・2 (略)

附則(平成二六年四月二五日国家公安委員会規
則第七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行
為等の処罰に関する法律の施行の日(平成二六年五
月二十日)から施行する。

3 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に
規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人
を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の
規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)
第二百八条の二又は第二百一十一条第二項(自動車の運
転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附
則第十四条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯し
た者(次項の規定による改正後の刑法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に
関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第十三号)
附則第二項に規定する者を除く。)に対するこの規則
による改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三
号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関
する規則第一条第二項第一号ロ、交通安全活動推進
センターに関する規則第六条第一項第二号及び運転推
進センターに関する規則第二条第二号ハの規定は、
許取得者教育の認定に関する規則第二条第二号ハの規
定の適用については、これらの規定中「第六条まで」
とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規
定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)
第二百八条の二若しくは第二百一十一条第二項(自動車
の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法
律附則第十四条の規定によりなお従前の例によること
とされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。

○道路交通法施行令

(昭和三十三年十月十一日)
政令第二百七十号

改正 平成二六年三月一四日政令第六三三号

注 道路交通法施行令は、平成二六年政令第六三三号により改正、平成二六年六月一日から施行。
ただし、改正第一項の改正規定は、公布の日から施行。(改正に係る部分を収録)
(平成二六年九月一日施行分は、後掲)

(緊急自動車)

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの(第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの)とする。

一 一十一 (略)

十二 国、都道府県、市町村、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二十三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車(第一号の二又は第六号に掲げるものを除く)。

2 (略)

(放置違反金収納事務の委託)

第十七条の八 都道府県は、法第五十一条の十六の規定

により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものであつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を含む)を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八号に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

3 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

第三十三条の二

1 3 (略)

4 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間(同項第四号の六月の期間を除く)は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

一 (略)

二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行

為をした後法第三十一条第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第四十条の二の第二項、第二項若しくは第四項、法第四十条の二の第三項若しくは同条第五項において準用する法第三十一条第四項若しくは法第四十条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が取り消された日

三 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 八 (略)

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という)又は同項第五号に規定する特定取消処分者(以下「特定取消処分者」という)で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

(2) 普通自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

ホ (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したものを
イ〔略〕

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 普通自動車免許、大型自動車二輪車免許又は普通自動車二輪車免許

(2) 普通自動車免許 大型自動車二輪車免許又は普通自動車二輪車免許

ハ・ホ〔略〕

2 法第九十条の二第一項第二号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ・ハ〔略〕
ニ 特定失効者又は特定取消処分者で、大型自動車二輪車免許又は普通自動車二輪車免許を受けていたもの

ホ〔略〕

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第五号に掲げる講習を終了したものを

イ〔略〕

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、普通自動車運転することができるとして政令で定める講習を受ける

ハ・ニ〔略〕

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける

必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車運転することができるとして政令で定められているものを
二・三〔略〕

4 法第九十条の二第一項第四号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ・ハ〔略〕
ニ 特定失効者又は特定取消処分者で、大型自動車二種免許、中型自動車二種免許又は普通自動車二種免許を受けていたもの

二〔略〕

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三條の七 法第九十二條の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をいたことがないこととする。

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新(運転免許証(以下「免許証」という)の有効期間の更新をいう。以下同じ。)を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下この条において「特定誕生日」という。)の四十日前の日

二 法第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日(特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日)

三・四〔略〕

2〔略〕

第三十四條の二 法第九十六條の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第八十九條第三項後段に規定する書面を有する者で、受けようとする免許の種類に応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの

ロ〔略〕

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車運転することができるとして政令で定められているもの

二・ホ〔略〕

二 大型自動車二種免許、中型自動車二種免許又は普通自動車二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ〔略〕
ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車運転することができるとして政令で定められているもの

二〔略〕

第三十四條の三〔略〕

2 法第九十七條の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 免許証の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする

二 法第九十七條の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

二 法第百条の二第二項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に法第百一条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日まで

三 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの
 四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

三 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの
 四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

二 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受けた前に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下「一」の項において同じ。）を受け、又は再試験の通知を受けた後法第百

二 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受けた前に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下「一」の項において同じ。）を受け、又は再試験の通知を受けた後法第百

条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日まで

三 再試験を受けた後法第百二条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかつたもの

四 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

四 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

三 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの
 四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

三 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの
 四 法第百条の二第二項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたもの

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。
 イ（略）

一 特定失効者（法第九十七条の二第二項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができ自動車運転することができ他の種類の免許を受けていたもの
 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。
 イ（略）

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。
 イ（略）

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。
 イ（略）

一 特定失効者（法第九十七条の二第二項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができ自動車運転することができ他の種類の第二種運転免許を受けていたもの
 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。
 イ（略）

三 仮運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。
 イ（略）

四 法第九十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

四 法第九十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

四 法第九十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

四 法第九十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

四 法第九十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

四 法第九十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの
 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

二 法第百四条の二の第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 一 法第百四条の二の第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知

二 法第百四条の二の第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 一 法第百四条の二の第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知

二 法第百四条の二の第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 一 法第百四条の二の第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知

に係る適性検査を受けないと認めるときは、免許を取り消すものとする。

二 (略)

第三十九条の二の三 法第四百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 (略)

二 法第九十条第五項、法第三百三条第一項若しくは第四項(法第四百四条の二の三第五項において準用する場合を含む)若しくは法第四百四条の二の三第三項の規定による免許の取消し若しくは法第九十条第六項若しくは法第三百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当していること。

三 法第九十条第五項、法第三百三条第一項若しくは第四項(法第四百四条の二の三第五項において準用する場合を含む)若しくは法第四百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当していること。

四 (略)

第四十条の三 法第八八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第八十九条第三項前段の規定による検査の結果の判定に係る事務
- 二 (略)
- 三 法第九十条第五項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務
- 四 法第九十一条の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十二、十九 (略)

二十 法第四百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定又は同条第五項において準用する法第三百三条第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止に係る事務

二十一、二十四 (略)

法第四百十二条第一項の政令で定める区分及び額
 法第四百十三条 法第四百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人員費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分		物件費及び施設費に対応する額	人員費に対応する額
	大型自動車免許又は七条の二の試験	中型自動車免許又は七条の二の試験		
運転免許試験手数料	法第九十条の二	法第九十一条	四百五十円	千四百五十円
	場合同項の規定を受ける	場合同項の規定を受ける	四百五十円	千四百五十円
	法第九十一条の二	法第九十一条の二	四百五十円	千四百五十円
	第一項第三号又は第五号に	第一項第三号又は第五号に	四百五十円	千四百五十円

該当して同項の規定の適用を受ける

法第九十条の二

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

六百円(法第九十七条)

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百円(法第九十七条)

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

第一項第二号に掲げる事項について行ふ試験

四百五十円

該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合	法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合 會が提供する自動車を供して受ける場合 あつては、千二百円	特定第一種運転免許(大型)第一項第二号に該車免許、当して同項の規定の適用を受ける場合、普通自動二輪車免許又は牽引免許、七条の二の第一項第二号又は第五号に該当して
		千三百円 は、千八百五十円	

特殊自動車第二種規定の適用を受ける場合は牽引免除に係る試験	法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合	法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合 會が提供する自動車を供して受ける場合 あつては、千九百五十円	小型特殊自動車免許又は原動機付自動車免許に係る試験 七条の二の第一項第二号に該車免許、当して同項の規定の適用を受ける場合 七条の二の第一項第二号又は第五号に該当して
		千四百五十円 千三百円	

免許、中型自動車第二号に該項の規定の適用を受ける場合、普通自動車第二種免除に係る試験	法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合	法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合 會が提供する自動車を供して受ける場合 あつては、千九百五十円	仮運転免許に係る試験 法第九十条(法第七条の二)第六百円、法第九十七条(法第九十条)第一項第二号に掲げる事項について行なう試験を受ける場合 七条の二の第一項第二号又は第五号に該当して
		千四百五十円	千二百五十円

検査手数料	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
手数料	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円
	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第	二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七條の二 第四百五十円	法第九十七條の二 第四百五十円

備考 (略)	再試験手数料、通知手数料の項 (略)	三項の規定による場合にあって受ける場合 検査(以下「検査」)では、三千円にあっては、三千八百円 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 安委員会が提供する自動車を使用し受ける場 合は、九百円にあっては、四百円	三項の規定による場合にあって受ける場合 検査(以下「検査」)では、三千円にあっては、三千八百円 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 安委員会が提供する自動車を使用し受ける場 合は、九百円にあっては、四百円
	再試験手数料、通知手数料の項 (略)	三項の規定による場合にあって受ける場合 検査(以下「検査」)では、三千円にあっては、三千八百円 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 安委員会が提供する自動車を使用し受ける場 合は、九百円にあっては、四百円	三項の規定による場合にあって受ける場合 検査(以下「検査」)では、三千円にあっては、三千八百円 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 安委員会が提供する自動車を使用し受ける場 合は、九百円にあっては、四百円
2・3 (権限の委任)			
第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。 一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の五、第五十七条第二項、第六十条、第七十二条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第一百三十三条第三項、第一百四十一条の三第五項及び第八項並びに第一百七十九条において準用する場合を含む。、第一百四十一条、第一百七十九条の五第四項、第一百八条の三十第一項及び第一百八十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務 二、四 (略)			

2 (略)

別表第四(第三十三条の二、第三十三条の七、第三十四条の三、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係)

一、四 (略)

附則(平成二六年三月一四日政令第六三号)

(施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条第一項の改正規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定、第三十七条の七第一項の改正規定、第四十二条第三項の改正規定、第四十四条第一項第二号の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第六の改正規定 道路交通法のの一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年九月一日)

(経過措置)

2 この政令による改正後の第三十四条の三第二項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に運転免許が失効したため、一般違反行為(道路交通法施行令第三十三条の二第一項第一号に規定する一般違反行為をいう。又は同令別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする道路交通法第九十条第五項又は第一百三十一条若しくは第四項の規定による運転免許の取消しを受けなかった者について適用する。

○道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日)
政令第二百七十号

改正 平成二六年 三月一四日政令第六三号

同 二六年 四月二五日同 第一六九号

注 道路交通法施行令は、平成二六年政令第六三号により次のように改正、平成二六年九月一日から施行。(改正に係る部分を収録)
(平成二六年六月一日施行分及び公布の日施行分は、前掲)

(合図の時期及び方法)

第二十一条 法第五十三条第一項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行 う場合	合図を行う時期	合 図 の 方 法
左折する とき。	その行為をしよ うとする地点 (交差点におい てその行為をし よる場合にあつ ては、当該交差 点の手前側端 から三十メートル 手前の地点に 達したとき。	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は左側の方向指示器を操作すること。
同一方向 ながら進 路を左方 に変える	その行為をしよ うとする時の三 秒前のとき。	その行為をしよ うとする地点 （交差点におい しくは右腕を車 体の左側の外 に出して肘を垂 直に上に出して 肘を垂直に上 に曲げること、 又は右側の方 向指示器を操 作すること。

右折し、 又は転回 するとき。	その行為をしよ うとする地点 （交差点におい しくは右腕を車 体の左側の外 に出して肘を垂 直に上に出して 肘を垂直に上 に曲げること、 又は右側の方 向指示器を操 作すること。	右腕を車体の右側の外に出して水平に伸ばし、若しくは左腕を車体の左側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は右側の方向指示器を操作すること。
同一方向 ながら進 路を右方 に変える とき。	その行為をしよ うとする時の三 秒前のとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトローリアスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。
徐行し、 又は停止 するとき。	その行為をしよ うとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトローリアスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。
後退する とき。	その行為をしよ うとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トローリアスの保安基準に関する規定により設けら

2 法第五十三条第二項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。		れる後退灯を、それぞれつけること。
合図を行 う場合	合図を行う時期	合 図 の 方 法
環状交差 点を出る とき。	その行為をしよ うとする地点の 直前の出口の側 方を通したとき (環状交差点に 入った直後の出 口を出る場合に あつては、当該 環状交差点に 入ったとき)。	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は左側の方向指示器を操作すること。
環状交差 点におい うとする とき。	その行為をしよ うとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トローリアスの保安基準に関する規定により設けら

れる後退灯を、それぞれつけること。

(臨時適性検査)
 第三十七條の七 法第百二條第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 一、十 (略)
- 十一 法第三十七條の二(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為
- 十二 法第三十八條(横断歩道等における歩行者等の優先)の規定に違反する行為
- 十三 法第三十八條の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)の規定に違反する行為
- 十四 法第四十二條(徐行すべき場所)の規定に違反する行為
- 十五 法第四十三條(指定場所における一時停止)の規定に違反する行為

2 (略)

(国家公安委員会の指示)
 第四十二條

1・2 (略)

3 法第百十條第一項の政令で定める事項は、信号機の設置及び管理による交通整理並びに法第二條第一項第七号、第四條第三項、第八條第一項、第十七條第四項、第二十條第一項ただし書及び第二項、第二十條の第二項、第二十一條第二項第三号、第二十三條、第二十五條の第二項、第二十六條の第二項、第三十條、第三十四條第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五條第一項、第三十五條の二、第三十六條第二項、第四十四條、第四十五條第一項、第七十五條の六第一項並びに第七十五條の八の第二項の道路標識等による交通の規制に関することとする。

(権限の委任)

第四十四條 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

- 一 (略)
- 二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信号機の設置及び管理によるもの並びに法第二條第一項第七号、第四條第三項、第八條第一項、第十七條第四項及び第五項第四号、第二十條第一項ただし書及び第二項、第二十二條の二第一項、第二十一條第二項第三号、第二十二條、第二十三條、第二十五條の第二項、第二十六條の二第三項、第三十條、第三十四條第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五條第一項、第三十五條の二、第三十六條第二項、第四十四條、第四十五條第一項、第七十五條の四、第七十五條の六第一項並びに第七十五條の八の第二項及び第三項の道路標識等によるものに関する事務

2 (略)

三・四 (略)

別表第二(第二十六條の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

違反行為の種類	点数
無免許運転、酒気帯び運転(〇・二五以上)、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び(〇・二五未満) 速度超過(五十以上) 等	十九点
酒気帯び(〇・二五未満) 速度超過(三十以上) 等	十六点
酒気帯び(〇・二五未満) 速度超過(二十以上三十(高速四十) 未満) 等	十五点
酒気帯び(〇・二五未満) 速度超過(二十以上) 等	十四点
酒気帯び運転(〇・二五未満)	十三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(五十以上)	十二点
速度超過(三十(高速四十) 以上五十未満)、積載物重量制限超過(大型等十割以上)、無車検運行又は無保険運行	六点
速度超過(二十五以上三十(高速四十) 未満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未満)、積載物重量制限超過(普通等十割以上) 又は保管場所法違反(道路使用)	三点
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等	二点

<p>車両距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断路切入入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点等、交通安全妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上三割未満、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危険)、消音器不備、大型自動車二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反(長時間駐車)</p>	<p>一点</p>
--	-----------

<p>車、積載物重量制限超過(普通等五割未満)、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認下り開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等(保持、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルムツ着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>	<p>二・三 (略)</p>
---	----------------

<p>備考</p> <p>一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。</p> <p>1 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の種類に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種類の違反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数のうち最も高い点数(同じ点数のときは、その点数)によるものとする。</p> <p>2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の116から125までに規定する行為をした場合を除く)には、次に定めるところによる。</p> <p>(イ) 1による点数に、三の表の区分に応じ同表の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 「無免許運転」とは、法第六十四条第一項の規定に違反する行為をいう。</p> <p>2 「酒気帯び運転(〇・二五以上)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。</p> <p>3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(127に規定する行為を除く)をいう。</p> <p>4 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八条の規定に違反する行為をいう。</p> <p>5 「酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(五十以上)等)」とは、身体に保有する状態(2に規定する状態を除く)で運転している場合における10から12までに規定する行為をいう。</p> <p>6 「酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(二十(高速四十)以上五十未満)等)」とは、5に規</p>	<p>する。ただし、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであるときは、1による点数とする。</p> <p>(ロ) 法第一百七号の罪に当たるとする行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>3 二の116から125までに規定する行為をした場合において、法第一百七号の罪に当たるとする行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。</p>
---	--

定する状態で運転している場合における13から16までに規定する行為をいう。

7 「酒気帯び（〇・二五未満） 速度超過（二十以上三十（高速四十） 未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における17、19又は20に規定する行為をいう。

8 「酒気帯び（〇・二五未満） 速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における22から44まで、46から60まで又は62から115までに規定する行為をいう。

9 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5に規定する状態で運転する行為（5から8までに規定する行為を除く。）をいう。

10 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。

11 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二項後段の規定に違反する行為をいう。

12 「速度超過（五十以上）」とは、法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為（以下「速度超過」という。）のうち、その超える速度が五十キロメートル毎時以上のものをいう。

13 「速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上五十キロメートル毎時未満のものをいう。

14 「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積

載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為（以下「積載物重量制限超過」という。）のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（大型自動車等（法別表第二に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。）を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

15 「無車検運行」とは、道路運送車両法第五十八条第一項の規定に違反する行為をいう。

16 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保障法第五条の規定に違反する行為をいう。

17 「速度超過（二十五以上三十（高速四十） 未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）未満のものをいう。

18 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四条、第四十九条の第三項、第四十九條の四又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九條の第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所（指定駐車場所を除く。）における行為に限り、法第四十九條の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。）のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置行為」という。）に該当するときの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

19 「積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パ

ーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

20 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（14に規定する行為を除く。）をいう。

21 「保管場所法違反（道路使用）」とは、自動車法の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項の規定に違反する行為をいう。

22 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示に従わない行為をいう。

23 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わない行為をいう。

24 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反となるような行為をいう。

25 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

26 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九条の規定の違反となるような行為をいう。

27 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項から第四項まで又は第六項の規定の違反となるような行為をいう。

28 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

29 「速度超過（二十以上二十五未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。

- 30 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四条の規定に違反する行為をいう。
- 31 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 32 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。
- 33 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十条までの規定の違反となるような行為をいう。
- 34 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。
- 35 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 36 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 37 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 38 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六条第四項の規定の違反となるような行為をいう。
- 39 「環状交差点通行車妨害等」とは、法第三十七条の二第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 40 「環状交差点安全進行義務違反」とは、法第三十七条の二第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 41 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又は第三十八条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 42 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の違反となるような行為をいう。
- 43 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条の規定の違反となるような行為をいう。
- 44 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、18に規定する行為以外のものをいう。
- 45 「放置駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、その行為が放置行為に該当するときの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものという。
- 46 「積載物重量制限超過（大型等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。
- 47 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（19に規定する行為を除く。）をいう。
- 48 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに
- 49 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定に違反する行為をいう。
- 50 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二項又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。
- 51 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第三号の規定に違反する行為をいう。
- 52 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三の規定に違反する行為をいう。
- 53 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。
- 54 「消音器不備」とは、法第七十一条の二の規定に違反する行為をいう。
- 55 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいう。
- 56 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 57 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五条の五の規定の違反となるような行為をいう。
- 58 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為（本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。）を

- 59 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第七十条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。
- 60 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法第十九条又は第七十三条第一項（同法第九十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をいう。
- 61 「保管場所法違反（長時間駐車）」とは、自動車等の保管場所の確保等に関する法律第十一條第二項の規定に違反する行為をいう。
- 62 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 63 「通行許可条件違反」とは、法第八條第五項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。
- 64 「通行帯違反」とは、法第二十條の規定の違反となるような行為をいう。
- 65 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 66 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の違反となるような行為をいう。
- 67 「速度超過（二十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 68 「道路外左右折方法違反」とは、法第二十五条第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

- 69 「道路外左右折合四車妨害」とは、法第二十五条第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 70 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 71 「車両距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（32に規定する行為を除く。）をいう。
- 72 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 73 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 74 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 75 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反となるような行為をいう。
- 76 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。
- 77 「交差点右左折等合四車妨害」とは、法第三十四条第六項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をいう。
- 78 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 79 「環状交差点左折等方法違反」とは、法第三十五条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 80 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第

- 一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 81 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 82 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九條の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、45に規定する行為以外のものをいう。
- 83 「交差点等進入禁止違反」とは、法第五十条の規定の違反となるような行為をいう。
- 84 「無灯火」とは、法第五十二条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 85 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項の規定に違反する行為をいう。
- 86 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 87 「合図制限違反」とは、法第五十三条第四項の規定に違反する行為をいう。
- 88 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 89 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 90 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して乗車をさせて運転する行為をいう。
- 91 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」

- とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（46に規定する行為を除く。）をいう。
- 92 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七條第一項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為をいう。
- 93 「積載方法制限超過」とは、法第五十七條第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為をいう。
- 94 「副限外許可条件違反」とは、法第五十八條第三項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。
- 95 「牽引違反」とは、法第五十九條第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 96 「原付牽引違反」とは、法第六十條の規定に基づく公安委員会の定めで違反する行為をいう。
- 97 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二條の規定に違反する行為（48に規定する行為を除く。）をいう。
- 98 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一條第一項第四号の規定に違反する行為をいう。
- 99 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、法第七十一條第四号の二の規定に違反する行為をいう。
- 100 「安全不確認下ア開放等」とは、法第七十一條第四号の三の規定に違反する行為をいう。
- 101 「停止措置義務違反」とは、法第七十一條第五号の規定に違反する行為をいう。
- 102 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一條第五号の四の規定に違反する行為をいう。
- 103 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一條第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに結合された画像を注視する行為（53に規定する場合を除く。）をいう。
- 104 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一條第一項の規定に違反する行為又は同條第二項の規定に違反する行為（座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乗車させて自動車運転する行為については、高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。
- 105 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一條の三第三項の規定に違反する行為をいう。
- 106 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法第七十一條の四第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 107 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一條の五第一項の規定に違反する行為をいう。
- 108 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一條の六第一項の規定に違反する行為をいう。
- 109 「最低速度違反」とは、法第七十五條の四の規定の違反となるような行為をいう。
- 110 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五條の六第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 111 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五條の六第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 112 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五條の七の規定の違反となるような行為をいう。
- 113 「牽引自動車本線車道通行帯違反」とは、法第七十五條の八の二第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をいう。
- 114 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五條の十一第一項の規定に違反する行為をいう。
- 115 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第八十七條第三項の規定に違反する行為をいう。
- 116 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為が故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。）をいう。
- 117 「危険運転致死等」とは、人の死亡に係る自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。
- 118 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為が故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。120及び122において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間、負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。（が

三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む))における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ)が存するものをいう。

119 「危険運転致傷等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、人の傷害(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

120 「運転傷害等(治療期間三十日以上)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く)をいう。

121 「危険運転致傷等(治療期間三十日以上)」とは、人の傷害(治療期間が三十日以上三月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く)に限る。)に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

122 「運転傷害等(治療期間十五日以上)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く)をいう。

123 「危険運転致傷等(治療期間十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上三十日未満であるもの(後遺障害が存するものを除

く)に限る。)に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

124 「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、118、120及び122に規定する行為以外のものをいう。

125 「危険運転致傷等(治療期間十五日未満)」とは、人の傷害(治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く)に限る。)に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をいう。

126 「酒酔い運転」とは、法第一百七条の二第一号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る)をいう。

127 「麻薬等運転」とは、法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る)をいう。

128 「救護義務違反」とは、法第一百七条の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る)をいう。

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類		反則金の額
一、十五(略)	反則行為の種類	車両等の種類
	反則行為の種類	反則金の額
十八(略)	速度超過(十五未満)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、携帯電話使用等(交通の危険)、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	大型車 一万 普通車 二千元 二輪車 七千元
	十七 信号無視(点滅)、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、環状交差点通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物高さ制限超過、積載方法制限超過、整備不良(尾灯等)、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反	原付車 五千元
十九 通行許可条件違反、軌道	大型車	六千元

二十 (略)	敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	普通車又は二輪車	四千元
	原付車	三千元	

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～8 (略)

9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の45に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「(駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の82に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15～22 (略)

三 (略)

○道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日)
總理府令第六十号

改正 平成二六年三月一四日内閣府令第一七号

注 道路交通法施行規則は、平成二六年内閣府令第一七号により改正、平成二六年六月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示しなければならぬ)。

一・二 (略)

三 法第九十七条の二第一項第一号又は令第三十四条の五第三号ロに該当する者 第十八条の二の三第五項の検査合格証明書

四・七 (略)

2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者(以下「特定取消処分者」という。で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない)。

一・二 (略)

(質問票の様式)

第十八条の二の二 法第八十九条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第十八条の二の三 法第八十九条第三項の検査(以下「技能検査」という。は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転に

て行うものとする)。

2 技能検査を受けようとする者は、法第八十九条第三項に規定する公安委員会に、別記様式第十三の技能検査申請書を提出するとともに、現に受けている仮免許に係る免許証を提示しなければならない。

3 前項の技能検査申請書には、技能検査を受けようとする者が法第八十九条第三項前段に規定する者であることを証明する書類及び申請用写真を添付しなければならない。

4 第二十二條及び第二十四條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許及び普通免許に係る部分に限る。の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替へるものとする。

5 技能検査を受けた者が自動車の運転について必要な技能を有する旨を証する書面の交付は、その者に対して別記様式第十三の二の検査合格証明書を交付して行うものとする。

(適性試験)

第二十三條 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。

一 (略)

二 第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)又は第二種免許に係る特定失効者又は特定取消処分者であるもの

三 (略)

(特定失効者又は特定取消処分者に係る講習の受講期間等)

第二十六條の二 法第九十七条の二第二項第三号イに定める検査(以下「認知機能検査」という。)及び同号イからハまでに定める講習は、特定失効者又は特定取消処分者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内を受けたものでなければならぬ。

(免許証の更新の申請等)

第二十九條 (略)

2・6 (略)

7 法第一百一条第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

8 第二十三條第一項の規定(色彩識別能力に係る部分を除く)は、法第一百一条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三條第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを變更する」と読み替へるものとする。

9 法第一百一条第一項に規定する免許証の更新は、更新申請者が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行うものとする。

第二十九條の二 法第一百一条の二第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十八の二のとおりとする。

2 法第一百一条の二第二項に規定する更新期間前における免許証の更新を受けようとする者(以下「特例更新申請者」という。は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない)ただし、特例更新申請者が免許の効力を停止されている者であ

る場合にあっては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

3 前条第三項の規定は、前項の特例更新申請書について準用する。

4 前条第四項及び第五項の規定は、特例更新申請者について準用する。

5 法第百一条の二第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

6 第二十三条第一項の規定（色彩識別能力に係る部分を除く。）は、法第百一条の二第三項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

7 前条第九項の規定は、第二項の免許証の更新について準用する。

（報告徴収の方法）

第二十九条の二の三 法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

（処分移送通知書の様式）

第二十九条の四 法第百三条第三項（法第百四条の二の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十九のとおりとする）

（聴聞の手続）

第三十条の二の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二の二第三項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板上に掲示して行うものとする。

（免許の取消し等）

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面

の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に對し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第四項、法第百四条の二の三第一項若しくは第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあっては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第二項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあっては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたいとき（免許を三者に對し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）	一 免許を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二 免許の種類 三 免許証の交付年月日及び免許者に対し、当該証番号
免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを	四 免許の条件 五 過去三年以内において令別表第三の備考の一の3又は4に該当したことがある者にあつては、その旨及び年月日
その旨及び年月日	六 第十八条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては、その旨
免許を現に受けている者に対して、当該免許の二種類と異なる種類	一 免許を受けた者の生年月日及び性別 二 免許の種類 三 免許証の交付年月日及び免許

類の免許を与えたいとき。

四 証番号

四 免許の条件

五 適性試験を受けた日

六 第十八条第一項第一号に該当する者にあつては、その旨

法第百四条の四第一項の規定により免許を与えたいとき。

一 免許を受けた者の生年月日及び性別

二 免許の種類

三 免許証の交付年月日及び免許証番号

四 免許の条件

法第九十一条の規定により条件を付され、又はこれを變更したとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更された者の生年月日及び性別

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第百四条の四第三項の規定により免許を与えたいとき。

一 免許を受けた者の生年月日及び性別

二 免許の種類

三 免許証の交付年月日及び免許証番号

四 免許の条件

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

法第九十一条の規定により免許を与えたいとき。

一 免許に条件を付され、又はこれを變更したとき

二 免許証番号

三 免許の条件

四 免許に条件を付し、又はこれを變更した年月日

<p>る免許証の再交 付をしたとき。</p> <p>法第百一条第六 項又は第百一条 の二第四項の規 定により免許証 の更新をしたと き。</p>	<p>二 免許証の再交付年月日及び免 許証番号</p>	<p>一 免許証の更新を受けた者の生 年月日及び性別</p> <p>二 免許証の交付年月日及び免許 証番号</p> <p>三 法第百一条の二第四項の規定 により免許証の更新を受けた者 にあつては、同条第三項の規定 による適性検査を受けた日</p> <p>四 第十八条第一項第二号に該当 する者にあつては、その旨</p>	<p>法第九十条第一 項ただし書、第 二項、第五項、 第六項、第九項、 第十項若しくは 第十二項、第九 十七条の三第三 項、第百三条第 一項、第二項、 第四項、第七項、 第八項若しくは 第十項、第百三 条の二第二項、 第百四条の二の 第二項、第二 項若しくは第百 零四條の二の二 の三第一項若 しくは第三項又 は同条第五項に</p>
<p>において準用する 第百二条第四項 の規定による処 分をしたとき。</p> <p>法第百四条の四 第二項の規定に よる処分をした とき。</p>	<p>一 処分を受けた者の生年月日及 び性別</p> <p>二 処分に係る免許の種類及び免 許証番号</p> <p>三 処分の日</p>	<p>法第九十条第八 項又は第百二条 第六項の規定に よる命令をした とき。</p> <p>三 命令の内容</p>	<p>一 処分を受けた者の本籍又は国 籍等、氏名、生年月日及び性別 あつては、生年月日及び性別</p> <p>二 法第百四条の二の二第一項、 第二項又は第四項の規定による 処分を受けた者の種類</p> <p>三 免許を現に受けている者にあ つては、免許証番号</p> <p>四 免許を受けた日以前の直近に受 けた免許に係る免許証番号</p> <p>五 処分の日及び処分に係る期 間</p> <p>六 処分の理由</p> <p>七 処分が発生した地の都 道府県名</p>
<p>法第百八条の二 第一項第二号に 掲げる講習（以 下「取消処分者 講習」という） を受けたとき。</p>	<p>一 取消処分者講習を受けた者の 本籍又は国籍等、氏名、生年月 日及び性別（免許を受けたこと がある者にあつては、生年月日 及び性別）</p> <p>二 法第九十条第一項ただし書又 は第二項の規定による免許の拒 否を受けた者（免許を受けてい たことがある者に限る。）にあつ たこと</p> <p>三 法第九十条第五項若しくは第 六項若しくは法第百三条第一項 第二項若しくは第四項の規定に よる免許の取消しを受けた者又 は免許が失効したためこれらの 規定による免許の取消し（同条 第一項第一号から第四号までの いずれかに該当することを理由 とするものを除く。）を受けな かつた者にあつては、取り消され、 又は失効した免許に係る免許証 番号</p> <p>四 取消処分者講習を受けた年月 日</p>	<p>一 認知機能検査を受けた者の生 年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあ つては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けたことがある者 にあつては、その者が当該認 知機能検査を受けた日以前の直近 に受けていた免許に係る免許証 番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の二第一項に規定 するA、B及びCの数値</p>	<p>法第百八条の二 第一項第十号に 掲げる講習（以 下「初心運転者 講習」という） を受けたとき。</p> <p>一 初心運転者講習を受けた者の 生年月日及び性別</p> <p>二 初心運転者講習に係る免許の 種類及び免許証番号</p> <p>三 初心運転者講習を受けた年月 日</p>

<p>法第八十二条の二 違反者講習を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがあつては、生年月日及び性別)を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 違反者講習を受けた年月日</p> <p>三十一 違反者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 違反者講習を受けた年月日</p>	<p>三十一 違反者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反者講習を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 違反行為等をした日の都道府県名及び違反行為等をした年月日</p>
<p>三十一 違反行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 特定行為の種類</p> <p>五 特定行為をした地の都道府県名及び特定行為をした年月日</p>	<p>三十一 違反行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該交通事象を起こした日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 交通事象の状況及び違反行為等の種類</p> <p>五 交通事象を起こした地の都道府県名及び交通事象を起こした年月日</p>
<p>との教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 技能教習については、次のとおりとする。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ハ 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習のうち、応用走行については、二時限(大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあつては、一時限)、運転シミュレーターを使用すること。</p> <p>ト へに定めるものほか、運転シミュレーターによる教習は、基本操作及び基本走行並びに応用走行については行い、かつ、その教習時間は、基本操作及び基本走行については一時限を、応用走行については三時限を超えないこと。ただし、大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあつては、運転シミュレーターによる教習は、応用走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は三時限を超えないこと。</p> <p>チ ネ (略)</p>	<p>5 (報告徴取の方法)</p> <p>三十七 七条の二 法第七十七条の三の二の規定による報告徴取は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。</p> <p>(臨時適性検査)</p> <p>三十七 七条の二の二 第二十九条の三第二項の規定は、法第七十七条の四第一項に規定する適性検査について準用する。</p> <p>2 公安委員会は、国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)を所持する者について臨時に適性検査を行った結果、必要な措置を</p>
<p>第三十三 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ご</p>	<p>第三十三 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ご</p>

とることを命じたときは、別記様式第二十二の三の命令書を交付するものとする。

附 則〔平成二六年三月一四日内閣府令第一七号〕

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

別記様式第十二（第十七条関係）

運 転 免 許 申 請 書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

免 許 証 の 写 し	
----------------------------	--

氏名・生年月日	年 月 日	
本籍・国籍等		
住 所		
交 付	年 月 日	
年 月 日まで有効 免許の条件等		写 真

6.2
1.4
2.6

9.0

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。
 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 （昭41総理令51…本様式全部改正、昭43総理令49・昭46総理令53・昭47総理令8…本様式一部改正、昭48総理令11…本様式全部改正、昭50総理令10…本様式一部改正、本則関係明記、平元総理令43・平4総理令45・平6総理令1…本様式一部改正、平6総理令9…備考一部改正、平8総理令41…本様式一部改正、平11総理令11…本様式全部改正・備考一部改正、平14内閣令34…本様式全部改正、平25内閣令2…本様式一部改正、平26内閣令17…本様式全部改正）

別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条の二関係）

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 □はい □いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ
 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 □はい □いいえ

公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

回答者署名

（注意事項）

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。

（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続ができません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（平26内閣令17…本様式追加）

別記様式第十三（第十八条の二の三関係）

技 能 検 査 申 請 書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
検 査 を 受 け よ う と す る 自 動 車 の 種 類	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----	
仮 免 許 証 の 写 し	

備考 1 免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（昭47総理令8…本様式追加、昭48総理令11…本様式一部改正・別記様式第12の2線下、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記、平6総理令9…備考一部改正、平14内閣令34…本様式全部改正、平26内閣令17…本様式一部改正）

別記様式第十三の二（第十八条の二の三関係）

道路交通法施行規則（様式一三の二）

第 号

検 査 合 格 証 明 書

写 真

押 出 し

スタンプ

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 が行った 自動車に係る
検査において、当該自動車の運転（ ）について必要な技能を有する者であることを証明する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

- 備考 1 括弧内には、検査において使用した自動車（標準試験車両以外の場合に限る。）及び講じた補助手段を記入する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
（平14内閣令34…本様式追加、平26内閣令17…本様式一部改正）

別記様式第十八（第二十九条関係）

運転免許証更新申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生 年 月 日	年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

適性検査の結果	
免許証の写し	

氏名・生年月日	年 月 日	
本籍・国籍等		
住 所		
交 付	年 月 日	
年 月 日まで有効		
免許の条件等	写 真	

6.2
1.0
2.6

9.0

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- （昭41総理令51…本様式全部改正、昭43総理令49・昭46総理令53…本様式一部改正、昭48総理令11…本様式全部改正、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記・平元総理令43・平6総理令1…本様式一部改正、平6総理令9…備考一部改正、平8総理令41…本様式一部改正、平11総理令11…本様式全部改正・備考一部改正、平14内閣令34…本様式全部改正、平25内閣令2…本様式一部改正、平26内閣令17…本様式全部改正）

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

特例更新申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	

（この線から下には記載しないこと。）

適性検査の結果		
免許証の写し		
氏名・生年月日	年 月 日	
本籍・国籍等		
住所		
交付	年 月 日	
免許の条件等	写真	

6.2
H10
2.6

9.0

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- （昭39総理令36…本様式追加、昭41総理令51…本様式全部改正、昭43総理令49・昭46総理令53…本様式一部改正、昭48総理令11…本様式全部改正、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記、平元総理令43・平6総理令1…本様式一部改正、平6総理令9…備考一部改正、平8総理令41…本様式一部改正、平11総理令11…本様式全部改正・備考一部改正、平14内閣令34…本様式全部改正、平25内閣令2…本様式一部改正、平26内閣令17…本様式全部改正）

別記様式第十八の五（第二十九条の二の三、第三十七条の二関係）

報 告 書

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 はい いいえ
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 はい いいえ
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 はい いいえ
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 はい いいえ
 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 はい いいえ

公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり報告します。

報告者署名

（注意事項）

- 1 各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。
- 2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
 （運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）
- 3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（平26内閣令17…本様式追加）

別記様式第十九（第二十九条の四関係）

処 分 移 送 通 知 書
年 月 日
公安委員会 殿
公安委員会 印

道路交通法第103条第3項
道路交通法第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項
道路交通法第104条の2の3第8項において準用する第103条第3項
の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。
（昭42総理令44・昭44総理令31・昭45総理令28…本様式全部改正、昭50総理令10…本様式一部改正、平2総理令12・平6総理令1…本様式全部改正、平6総理令9…備考一部改正、平12総理令29・平14内閣令34・平21内閣令28・平26内閣令17…本様式一部改正）

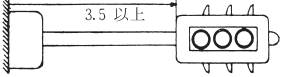
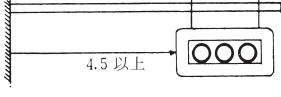
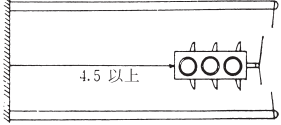
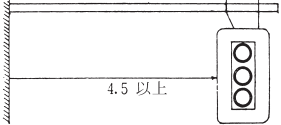







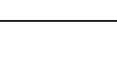
別記様式第二十二の三（第三十七条の二の二関係）

措 置 命 令 書	年 月 日
殿	公安委員会 印
<p>道路交通法第107条の4第3項の規定により、あなたの自動車等の運転に関し下記の措置をとることを命ずる。</p>	
措 置	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（昭39総理令36…本様式追加、昭50総理令10…本則関係明記、平6総理令1…本様式全部改正、平6総理令9…備考一部改正、平26内閣令17…本様式一部改正）

別表第一（第四条関係）

信号機の高 信号機の高		信号機の高			
		中央柱式	側柱式	懸垂式	横
備考 一 道路の状況により必要があるとき 又は主として歩行者のために設ける 信号機（以下この表において「歩行者専用信号機」という。若しくは可 けるときは、一・五メートル以上の高さとする ことができる。 二 上記の図示の長さの単位は、メートルとする。					
備考 一 信号表示面が円形または正方形のとき、その直径は、一・七メートル以上とする。 二 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 三 信号表示面の色は、赤及び青の二色を備えるものとする。 四 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 五 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 六 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 七 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 八 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 九 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。 十 信号表示面の色は、赤、黄及び青の三色を備えるものとする。					
					

（昭四〇総理令四一：本表一部改正、昭五〇総理令一〇：本則関係明記、昭五四総理令五〇・平二六内閣令一七：本表一部改正）

○道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会との付与に関する規則

(平成六年九月二十六日)
国家公安委員会規則第二十七号

最終改正 平成二六年三月一四日国家公安委員会規則第二号

注 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会との付与に関する規則は、平成二六年国家公安委員会規則第二号により改正、平成二六年六月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七條第六項、第九十條第四項(同条第六項及び第七十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。)
- 二 若しくは第九十條第四項(法第九十條の二の二第六項及び第七十條の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。)
- 三 通知を受けた者(法第五十一條の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。)
- 四 又は法第九十條の二の二第一項若しくは第九十條の二の三第三項の規定による運転免許の効力の停止(第十四條第三項において「仮停止等」という。)
- 五 若しくは法第七十條の五第十項において準用する法第九十條の二第一項の規定による自動車及び原動機付自転車の運転の禁止(第十四條第三項において「仮

禁止」という。)を受けた者をいう。

- 二 代理人 当事者の委任を受け当事者のために法第九十條第一項の意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)
- 三 又は法第五十一條の四第六項、法第七十七條第六項、第九十條第四項、第九十條の二の二第一項(法第九十條の五第十項において準用する場合を含む。)
- 四 若しくは第九十條の二の三第二項の弁明(以下「弁明」という。)
- 五 に関する一切の手續をすることができざる者をいう。

三 (略)

(弁明の方式)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により弁明を録取する者(次条において「弁明録取者」という)は、弁明の日時の冒頭において、予定される処分又は仮停止等若しくは仮禁止の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当事者又はその代理人に対し説明しなければならない。

附則 (平成二六年三月一四日国家公安委員会規則第二号抄)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年六月一日)から施行する。(ただし書略)

○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則

(平成十年八月十一日)
国家公安委員会規則第十三号

最終改正 平成二六年三月一四日国家公安委員会規則第二号

注 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則は、平成二六年国家公安委員会規則第二号により改正、平成二六年六月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

第四条 (略)

2 (略)

5 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 府令第三十三條第四項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとする。
- 二 府令第三十三條第四項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果があげることができると認められるものについてのみ行うこと。

6 (略)

附則 (平成二六年三月一四日国家公安委員会規則第二号抄)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行

の日（平成二十六年六月一日）から施行する。（ただし書略）

○運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則

（平成十四年四月二十六日
国家公安委員会規則第十四号）

最終改正 平成二十六年三月一四日 国家公安委員会規則第二号

注 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則は、平成二十六年国家公安委員会規則第二号により改正、平成二十六年九月一日から施行。（改正に係る部分を収録）

（身体の障害の程度）

第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の118の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第百八十八号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。

附 則（平成二十六年三月一四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

●交通違反の点数一覧表1（一般違反行為）（平成26年3月政令第63号改正後・平成26年9月1日施行）

交通違反の種類	点数	酒気帯び*点数 0.15以上 0.25未満 (mg/ℓ)
無免許運転	25	25
酒気帯び運転* 0.15以上0.25未満(mg/ℓ)	13	13
過労運転等	25	25
共同危険行為等禁止違反	25	25
大型自動車等無資格違反	12	19
仮免許運転違反	12	19
無車検連行	6	16
無保険連行	6	16
50 km 以上	12	19
30 km 以上 50 km 未満	6	16
高 速 40km以上50km未満	6	16
30km以上40km未満	3	15
25 km 以上 30 km 未満	3	15
20 km 以上 25 km 未満	2	14
20 km 未 満	1	14
積載物重量制限超過		
10割以上 大 型 等	6	16
普 通 等	3	15
5割以上 大 型 等	3	15
10割未満 普 通 等	2	14
5割未満 大 型 等	2	14
普 通 等	1	14
放置駐 車違反		
駐停車禁 止場所等	3	16
高幹運転者等専用場所等以外	2	15
駐停車禁 止場所等	2	14
高幹運転者等専用場所等以外	1	14
保管場所法違反（道路使用）	2	14
保管場所法違反（長時間駐車）	2	14
警察官現場指示違反	2	14
警察官通行禁止制限違反	2	14
信号無視 赤 色	2	14
減 速	2	14
通行禁止違反	2	14
歩行者用道路徐行違反	2	14
通行区分違反	2	14
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14
急ブレーキ禁止違反	2	14
法定横断等禁止違反	2	14
高速自動車国道等車間距離不保持	2	14
追 越 し 違 反	2	14
路面電車後方不停止	2	14
踏 切 不 停 止 等	2	14
しゃ断踏切立ち入り	2	14
優先道路通行車妨害等	2	14
交差点安全進行義務違反	2	14
環状交差点通行車妨害等	2	14
環状交差点安全進行義務違反	2	14
横断歩行者等妨害等	2	14
徐 行 場 所 違 反	2	14
指定場所一時不停止等	2	14
駐停車禁 止場所等	2	16
高幹運転者等専用場所等以外	2	15
駐停車禁 止場所等	1	14
高幹運転者等専用場所等以外	1	14
整備不良 制 動 装 置 等	2	14
尾 燈 等	1	14
安全運転義務違反	2	14
幼児等通行妨害	2	14
安全地帯徐行違反	2	14
騒 音 運 転 等	2	14
携帯電話 使用等	2	14
保 持	1	14

交通違反の種類	点数	酒気帯び*点数 0.15以上 0.25未満 (mg/ℓ)
消 音 器 不 備	2	14
大型自動車等乗車方法違反	2	14
高速自動車国道等措置命令違反	2	14
本線車道横断等禁止違反	2	14
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14
免許条件違反	2	14
番号標表示義務違反	2	14
混雑緩和措置命令違反	1	14
通行許可条件違反	1	14
通行帯違反	1	14
路線バス等優先通行帯違反	1	14
軌道敷内違反	1	14
道路外出右左折方法違反	1	14
道路外出右左折合図車妨害	1	14
指定横断等禁止違反	1	14
車間距離不保持	1	14
進路変更禁止違反	1	14
追い付かれた車両の義務違反	1	14
乗合自動車発進妨害	1	14
割 込 み 等	1	14
交差点右左折方法違反	1	14
交差点右左折等合図車妨害	1	14
指定通行区分違反	1	14
環状交差点右左折等方法違反	1	14
交差点優先車妨害	1	14
緊急車先車妨害等	1	14
交差点等進入禁止違反	1	14
無 燈 火	1	14
滅 光 等 義 務 違 反	1	14
合 図 不 履 行	1	14
合 図 制 限 違 反	1	14
警 音 器 吹 鳴 義 務 違 反	1	14
乗車積載方法違反	1	14
定 員 外 乗 車	1	14
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過	1	14
積 載 方 法 制 限 超 過	1	14
制 限 外 許 可 条 件 違 反	1	14
けん 引 違 反	1	14
原 付 牽 引 違 反	1	14
転落等防止措置義務違反	1	14
転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14
安全不確認ドア開放等	1	14
停止措置義務違反	1	14
初心運転者等保護義務違反	1	14
座席ベルト装着義務違反	1	14
幼児用補助装置使用義務違反	1	14
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14
初心運転者標識表示義務違反	1	14
聴覚障害者標識表示義務違反	1	14
最 低 速 度 違 反	1	14
本線車道通行車妨害	1	14
本線車道緊急車妨害	1	14
本線車道出入方法違反	1	14
けん 引自動車本線車道通行帯違反	1	14
故障車両表示義務違反	1	14
仮免許練習標識表示義務違反	1	14

交通違反の点数一覧表

(注) *は、呼気1ℓ当たりのアルコール濃度を表します。

●反則金額一覧表

(平成26年3月政令第63号改正後・平成26年9月1日施行)

(単位千円)

反則行為の種類		車の種類				反則行為の種類		車の種類			
		大型車	普通車	二輪車	原付車			大型車	普通車	二輪車	原付車
速度超過	高速	35以上40未満	40	35	30	20	路線バス等優先通行帯違反	7	6	6	5
	25以上30未満	30	25	20	15	道路外右左折合図車妨害	7	6	6	5	
	20以上25未満	25	20	15	12	指定横断等禁止違反	7	6	6	5	
	15以上20未満	20	15	12	9	車間距離不保持	7	6	6	5	
	15未満	15	12	9	7	進路変更禁止違反	7	6	6	5	
積載物量制限超過	大型等	5割以上10割未満	40			追い付かれた車両の義務違反	7	6	6	5	
	普通等	5割未満	30			乗合自動車発進妨害	7	6	6	5	
	10割以上		35	30	25	割込み	7	6	6	5	
	5割以上10割未満		30	25	20	交差点右左折等合図車妨害	7	6	6	5	
	5割未満		25	20	15	指定通行区分違反	7	6	6	5	
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	27*	20	12	交差点優先車妨害	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等以外	25*	18	10	緊急車妨害等	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	23*	17	11	交差点等進入禁止違反	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等以外	21*	15	9	無灯火	7	6	6	5	
	大型自動二輪車等乗車方法違反				12	減光等義務違反	7	6	6	5	
駐停車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	17	14	9	合図不履行	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等以外	15	12	7	合図制限違反	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	14	12	8	警告器吹鳴義務違反	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12*	10	6	乗車積載方法違反	7	6	6	5	
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等以外	12*	10	6	定員外乗車	7	6	6	5	
信号無視	赤色等	減	12	9	7	牽引違反	7	6	6	5	
	点滅	減	9	7	6	泥はね運転	7	6	6	5	
	赤色等	減	12	9	7	転落等防止措置義務違反	7	6	6	5	
	点滅	減	12	9	7	転落積荷物等危険防止措置義務違反	7	6	6	5	
	赤色等	減	12	9	7	安全不確認下開放等	7	6	6	5	
通行区分違反	追越し違反	減	12	9	7	停止措置義務違反	7	6	6	5	
	踏切不停止等	減	12	9	7	騒音運転等	7	6	6	5	
	交差点安全進行義務違反	減	12	9	7	初心運転者等保護義務違反	7	6	6	5	
	環状交差点安全進行義務違反	減	12	9	7	公安委員会遵守事項違反	7	6	6	5	
	横断歩行者等妨害等	減	12	9	7	消音器不備	7	6	6	5	
整備不良	制動装置等	減	12	9	7	最低速度違反	7	6	6	5	
	尾灯等	減	9	7	6	本線車道通行車妨害	7	6	6	5	
	安全運転義務違反	減	12	9	7	本線車道緊急車妨害	7	6	6	5	
	携帯電話使用等	減	7	6	6	牽引自動車本線車道通行帯違反	7	6			
	本線車道横断等禁止違反	減	12	9	7	故障車両表示義務違反	7	6	6	5	
高速自動車国道等	高速自動車国道等	減	12	9	7	仮免許練習標識表示義務違反	7	6			
	通過禁止違反	減	9	7	6	通行許可条件違反	6	4	4	3	
	歩行者用道路徐行違反	減	9	7	6	軌道敷内違反	6	4	4	3	
	歩行者側方安全間隔不保持等	減	9	7	6	道路外右左折方法違反	6	4	4	3	
	急ブレーキ禁止違反	減	9	7	6	交差点右左折方法違反	6	4	4	3	
優先道路通行車妨害等	法定横断等禁止違反	減	9	7	6	環状交差点左折等方法違反	6	4	4	3	
	路面電車後方不停止	減	9	7	6	制限外許可条件違反	6	4	4	3	
	優先道路通行車妨害等	減	9	7	6	原付牽引違反				3	
	環状交差点通行車妨害等	減	9	7	6	運行記録計不備	6	4			
	徐行場所違反	減	9	7	6	初心運転者標識表示義務違反	4				
指定場所一時不停止等	指定場所一時不停止等	減	9	7	6	聴覚障害者標識表示義務違反	4				
	積載物大きさ制限超過	減	9	7	6	本線車道出入方法違反	6	4	4		
	積載方法制限超過	減	9	7	6	警告器使用制限違反	3	3	3	3	
	幼児等通行妨害	減	9	7	6	免許証不携帯	3	3	3	3	
	安全地帯徐行違反	減	9	7	6	免許条件違反	7	6	6	5	
免許条件違反	免許条件違反	減	7	6	6	通	7	6	6	5	
	通	減	7	6	6	通	7	6	6	5	
	通	減	7	6	6	通	7	6	6	5	
	通	減	7	6	6	通	7	6	6	5	
	通	減	7	6	6	通	7	6	6	5	

(注1) 大型車とは大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車、普通車とは普通自動車、二輪車とは自動二輪車、原付車とは小型特殊自動車及び原動機付自転車をいいます。

(注2) *の欄においては、重被牽引車を含む。

(注3) ◻は、小型特殊車のみ、原付車なし。□は、原付車のみ。

○道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

注 道路交通法は、平成五年法律第七六号により改正、平成二六年四月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

附則

改正 平成二五年一月二三日法律第七六号

(交通安全対策特別交付金)

第十六条 (略)

2 交付金の額は、第二百二十八条第一項、第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定により納付された反則金(第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という。)に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額(次項第一号及び附則第十八条第一項において「反則金収入相当額等」という。)から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

- 一 第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額
- 二 第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用(次項第一号口及び附則第十九条において「通告書送付費」という。)に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(以下「通告書送付費支出金相当額」という。)
- 三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額
- 3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額を限度とする。に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額)をまだ交付していない額を加算した額とする。

- 一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額
- イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額
- ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額
- ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

- 二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額
- イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金の見込額
- ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

- ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

第十八条 (交付の時期及び交付時期ごとの交付額)
交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九 月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額をまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(附則第十六条第三項第二号に掲

三 月	<p>ける額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額(以下この表において「交付金見込額」という。)を限度とする。)を基礎として政令で定める額</p> <p>当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。)を基礎として政令で定める額</p>
--------	--

2 (略)

(通告書送付費支出金の支出)

第十九条 国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの通告書送付費に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。

附 則 (平成二五年一月三日法律第七六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年年度の予算から適用する。

(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 平成二十六年年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「限度とする。」と、「二月」とあるのは「三月」と、同法附則第十八条第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度にお

いて交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」と、掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

○交通安全対策特別交付金等に 関する政令

(昭和五十八年五月十六日
政令 第四百四号)

改正 平成二十六年三月二八日政令第九二号

注 交通安全対策特別公布金等に関する政令は、
平成二十六年政令第九二号により改正、平成二六
年四月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

（通告書送付費支出金相当額）

第一条 法附則第十六条第二号に規定する通告書送付費支出金相当額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）は、当該年度の前年度の二月から当該年度の一月までの期間に各都道府県が法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（第十一条において「通告書送付費」という。）として支出した金額の合算額に、当該年度の前々年度における各都道府県（この法第二百八条第一項の規定による反則金（法第二百二十七条第一項後段の規定による通告に係るものに限る。）の納付の件数の合計数の当該前々年度における各都道府県）との法第二百二十七条第一項後段の規定による通告の件数の合計数に対する割合を乗じて得た額とする。

（交付時期）との交付金の額

第五条 毎年度九月に交付すべき法附則第十八条第一項に規定する政令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から、第三号から第五号までに掲げる額の合算額を控除した額（同項の表九月の項に規定する交付金見込額（次項において「交付金見込額」という。）を限度とする。）とする。

一 前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等（法附則第十六条第二項に規定する反則金収入相当額等をいう。次項第一号において同じ。）

二 前年度以前年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額

三 前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

四 〔略〕

五 前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る過誤納に係る反則金等（法附則第十六条第二項に規定する反則金等をいう。次項第四号において同じ。）の返還金に相当する額

2 毎年度三月に交付すべき法附則第十八条第一項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から、第二号から第四号までに掲げる額の合算額を控除した額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）とする。

一 当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等

二 当該年度の八月から一月までの期間に係る法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

三 通告書送付費支出金相当額のうち第十一条の規定により当該年度の三月に支出される額に相当する額

四 当該年度の八月から一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

3 〔略〕

（支出金の支出の基準）

第十条 法附則第十九条の規定による通告書送付費支出金（以下「支出金」という。）の各都道府県（この額は、通告書送付費支出金相当額に、当該都道府県が当

該年度の前年度の二月から当該年度の一月までの期間に通告書送付費として支出した金額の各都道府県が当該期間に通告書送付費として支出した金額の合算額に対する割合を乗じて得た額とする。

（支出金の支出時期及び支出時期ごとの支出額）

第十一条 支出金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を支出する。

支出時期	支出時期ごとに支出すべき額
九月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額
三月	当該年度の八月から一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

2 前項に規定する各支出時期ごとに支出することができなかつた金額があるとき、又は各支出時期において支出すべき額を超えて支出した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の支出時期に支出すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

附 則（平成二十六年三月二八日政令第九二号抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 平成二十六年年度の交通安全対策特別交付金に限り、第九条の規定による改正後の交通安全対策特別交付金等に関する政令第二項中「二月」とあるのは「三月」と、同令第五条第一項中「及び第二号に掲げる額の合算額」とあるのは「二に掲げる額」と、「同項」とあるのは「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）附則第二十六条の規定により読み替えられた同項」と、「二月」

とあるのは「三月」と、同令第十条及び第十一条第一項の表九月の項中「二月」とあるのは「三月」とする。

○道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日)
総理府令第六十号

改正 平成二六年三月二十八日内閣府令第二二号

注 道路交通法施行規則は、平成二六年内閣府令第二二号により改正、平成二六年四月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

附 則(平成二六年三月二十八日内閣府令第二二号)

(施行期日)

1 この府令は、平成二六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 納付書の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第二十八の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別記様式第二十八（第四十三条関係）

納付書・領収証書 国庫金

第一片

(注意)

- 1 金額欄の数字の訂正はできません。
- 2 この納付書は3枚1組となつていますから3枚とも納付場所に提出して下さい。

住所			
氏名			
殿			

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限	平成 年 月 日限り

納付期限後に納付することはできません。

(取致付名(番号))	
一般会計	(番号)
	内閣府主管(番号)
金額	万 千 百 十 円
現金納付	上記の金額を領収しました。
(領収日付印)	

(有価証券又は収入印紙による納付はできません。)

納付区分	仮	本	指	
告知指	平成	年	月	日

② 領 収 控 国 庫 金

住 所	----- ----- -----
氏 名	----- ----- ----- ----- ----- -----
	殿

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店		
納付期限	平成	年	月
			日限り

(年 度)				(番 号)			
一般会計				内閣府主 管 (番 号)			
(取扱庁名 (番 号))							
金 額	万	千	百	十	円		
	-----	-----	-----	-----	-----		
上記の金額を領収しま した。 (領収日付印)							

④ 領 収 済 通 知 書 国 庫 金

納付者通知票		
	(番 号)	
通 知	平成 年 月 日	
金 額	万 千 百 十 円	
納付期限	平成 年 月 日	
領 収	平成 年 月 日	
納付区分	仮 本 指	
告示 指示	平成 年 月 日	

住 所	
氏 名	
殿	

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限	平成 年 月 日限り

(年 度)		(番 号)		
一般会計		内閣府主管 (番 号)		
(取扱い名 (番 号))				
金 額	万 千 百 十 円	上記の金額を領収しま した。 (領収日付印)		

(あて先) (歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地)

備考 1 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

3 第1片の「」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。

4 「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。

5 納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に （○○は警察署名等）を押印するものとする。

6 各片の右最上欄の番号及び第3片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。

7 用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦9センチメートル、横21センチメートルとする。

8 上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第2号書式の備考によるものとする。

（昭43総理令6…本様式追加、昭45総理令28・昭47総理令55…本様式一部改正、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記、昭58総理令18・昭60総理令35・昭61総理令50・平元総理令43・平12総理令89…本様式一部改正・平15内閣令9・平26内閣令21…本様式全部改正）